

平成 28 年度 厚生労働省、労働局など 雇用関係助成金のご案内

雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上などに、ぜひご活用下さい。(リーフレットより抜粋して記載)

詳細は、「雇用関係助成金」で **検索**、または、生野産業会までお問い合わせ下さい。ご必要があれば、担当特定社労士がご説明に参ります。(TEL 06-6757-2551)

受給対象となる事業主

雇用保険適用事業所の事業主、期間内に申請を行う事業主、支給のための審査に協力する事業主。

職場定着支援助成金 雇用管理制度導入助成 下記の項目について 各 10 万円

特別企業助成コース、雇用管理制度（評価、処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、目標達成助成）の導入などを通じて、従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成。

介護支援取組助成金 一企業あたり 60 万円

仕事と介護の両立に関する取り組みを行った事業主に対して助成。

キャリア形成促進助成金 教育訓練能力開発評価制度 導入実施助成 50 万円

従業員に対する教育訓練や職業能力評価を、ジョブカードを活用して計画的に行う制度を導入し、適用した場合に助成。

セルフ・キャリアドック制度 制度導入実施助成 50 万円

一定の要件を満たすセルフ・キャリアドック制度を導入し、適用した場合に助成。

※セルフ・キャリアドック制度（勤労意欲を高め、生産性を上げるメリットがあります）労働者にキャリアコンサルティング（労働者が主体的に働き方や職業能力開発の目標や計画を考え、それらに即して働こうとする意欲を高めるための相談）を定期的に提供する仕組みです。

教育訓練休暇等制度 制度実施助成 50 万円

教育訓練休暇制度または、教育訓練短時間勤務制度を導入し、適用した場合に助成。